

○巡回連絡実施要領の制定について(通達)

(令和6年12月23日岡地第333号警察本部長例規)

(概要)

地域警察官等が巡回連絡を行うに当たり、必要な事項を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 巡回連絡の目的
- 2 基本的実施要領
- 3 留意事項

等である。